誰もが平和で心豊かなくらしを実現するために

寝屋川市・守口市・門真市選挙区　総代
久保田　操さん

目の不自由な方に盲導犬を持っていただく事も、平和で心豊かなくらしを実現できる第一歩ではと、グループ「ハーネス」が誕生しました。盲導犬は不足しているのが現状で、一頭誕生させるのにも費用がかかります。実現のために、OCRに盲導犬募金欄を作ってもらえないでしょうか。また、生協の店内での訓練もさせてほしいです。視覚障がいの方に心の光を届けたい、どうかご協力をお願いします。

私たちの目指す組合員活動

大阪D選挙区　総代
北嶋　香さん

地域活動委員をしていますが企画した催しに人が集まらず、新しい委員の方も見つからずに「あの企画もこの企画も、もう無理…」と消極的になっていたとき、研修に参加し、活動を活性化させる前向きなヒントや情報を教えてもらいました。今では私たちが活動している様子を通じて「生協ってなんだか楽しそう！」と思ってもらえたら嬉しいし、活動の輪を広げることこそ地域活動委員の役割だと思います。

平和はあたり前にいつまでも続くものなのでしょうか？

大阪D選挙区　総代
宮部　典子さん

私は平和の問題は個人の力でどうなるわけでもないと活動もあまりとりくめていませんでした。しかし、広島の原爆資料館を訪ねてからは、自分も何かしなければと強く思ったのです。7月3日にパルコープのピースリレーが御堂筋で行なわれます。一人ひとりが一年に、たった一日でも、一時間でもいい、平和について思いを巡らせる事、続けていく事が今の私たちに出来る大切な事ではないでしょうか？

文書発言

また、19名の総代からは商品、生産者・メーカーとの信頼関係、組合員活動の輪の広がり、平和、理事会への要望についての意見が寄せられ、文書で配布されました。

発言を受けての理事会のまとめ（要旨）

会場発言・文書発言を含め35件の発言をいただきました。内容は議案を補強し、豊かにするものと受け止め、今後の活動に活かしていきます。

生協商品のあり方について

生協発足当時、成分無調整の牛乳をという組合員の声に生産者が応えてくれた歴史があります。組合員と職員と生産者・メーカーが一緒に商品を作る。これは生協の原点であると考えます。より近くで、こだわりの商品や産直牛肉と産直牛乳の産地をつなぐなどのとりくみ、QRコード（視覚障がい者が携帯電話で商品情報を知ることができる）の改良など、より利用しやすい商品を今後も生産者とともに作りたいと考えます。

また食の安全を進めていく基本は、信頼関係であり、そのための産地訪問や地域での生産者との交流を今後もつよめていきます。

組合員活動・平和について

組合員活動の具体化、活発化については組合員活動委員会に担っていただく、進めていただくということを行なってきました。

地域で地域活動委員会がイキイキと活動をすすめていくため、09年度組合員組織のあり方を組合員活動委員会と連携して再整理し、改善します。

グループ、サークルからの要望については組合員活動委員会と連携して検討を進めます。

平和のとりくみでは、アメリカ大統領も核廃絶をといっている情勢とあわせて、7月3日のピースリレーは核廃絶を訴えるチャンスと考えます。

役員選挙

経済環境の激変・暮らしの変化の中で生協の理念や経験を継承させるためにはいったんなんらかの理由でやめられた役員もまたやっていただくという柔軟な運用も今後検討していきます。理事は組合員のための事業をどう拡大発展させるのかということに焦点をあてて、修練して理事会の役割を果たします。

共同購入、店舗について

経済不況が深まる中で、新物流センターや、新店舗を自前で出すことができ、店舗での利用も伸長しています。また、組合員が利用しやすく、品質・効率の向上につなげる状況も作る事が出来ました。その根幹に職員の使命である「組合員に喜んでもらえる仕事」を積み上げてきたことがあると思います。役職員が組合員満足のためスピードをさらに上げて健全な収益を確保し、2010～2011年には組合員の出店の願いに応えて行きたいと考えます。

2008年度　事業の結果

〈損益計算書をグラフで見ると〉

※2008年3月21日～2009年3月20日までの1年間の収支状況

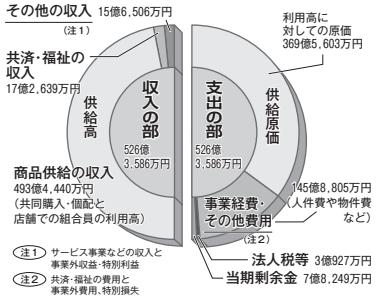

〈貸借対照表をグラフで見ると〉

※2009年3月20日現在の財産状況

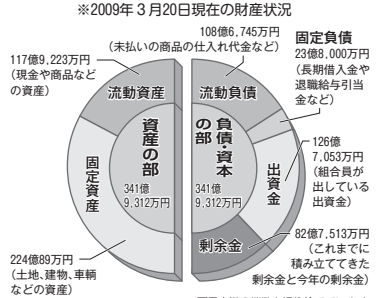

万円未満の端数を切り捨てています。

剰余金処分について

〈剰余金処分の提案理由〉

生協では、組合員の利用で生み出した剰余金を、利用や出資金に応じて組合員に還元したり、将来の目的のために積み立てたりします。これを剰余金処分といいます。

組合員への還元は、3億8,879万円、共有財産である積立金は、11億7,000万円とします。

剰余金処分は、生協法にもとづいて、毎年の総代会で決めることになっています。

以上のことを前提にして、以下のとおり確認されました。

（単位：円）

Ⅰ.当期末処分剰余金		963,135,956
Ⅱ.任意積立金取崩額		
1.共済事業積立金取崩額	680,000,000	680,000,000
合　計		1,643,135,956
Ⅲ.当期処分額		
1.法定準備金	140,000,000	
2.利用割戻金（共同購入）(0.3%)	116,027,910	
3.利用割戻金（共済）（19%）	225,000,000	
4.出資配当金（0.4%）	47,765,150	
5.任意積立金		
（1）安全推進積立金	30,000,000	
（2）福祉事業積立金	30,000,000	
（3）環境事業積立金	30,000,000	
（4）店舗開設積立金	100,000,000	
（5）資産再評価積立金	600,000,000	
（6）別途積立金	240,000,000	1,558,793,060
Ⅳ.次期繰越剰余金		84,342,896

1．法定準備金…生協法ではその年度の剰余金の10%以上を、組合員出資金の50%に達するまで「法定準備金」として積み立てることを定めています。
2．教育事業等繰越金…生協法ではその年度の剰余金の5％以上を翌年度の教育事業等のために繰り越すことを定めています。「次期繰越剰余金」に6,000万円含まれています。
3．利用割戻金…生協法では剰余金を組合員の利用分量に応じて割り戻すことができるとしています。
共同購入事業について、2008年3月21日～2009年3月20日の利用高（消費税抜き）の0.3%を還元いたします。
（但し、ギフト、ムトウ、カタログ、まいらいふ、快適宅配企画は除きます）
共済事業について、受入共済掛金の19%を元受共済の当期剰余金から還元いたします。
4．出資配当金…生協法では剰余金を10%を限度として組合員の出資残高に応じて割戻すことができるとしています。2008年度の毎月20日の出資金残高の平均に対して0.4%相当額を出資配当金として還元いたします。
5．資産再評価積立金…今後の固定資産の再評価への対応のため積立てます。
6．利用割戻金及び出資配当金の10円未満の端数は切り捨てて計算いたします。
7．利用割戻金（共同購入及び共済）は、全額7月20日に出資金に振り替えるものとさせていただきます。
8．出資配当金は、全額7月20日に出資金に振り替えるものとさせていただきます。
（注記）利用割戻金及び出資配当金を受ける組合員は、本事業年度末（2009.3.20）に在籍する組合員で、かつ本総代会当日（2009.6.5）の在籍組合員であることが必要といたします。

公　告

2008年度出資配当金・共同購入利用割戻金及び共済利用割戻金のお支払いについて

2009年6月5日の通常総代会で、2008年度決算剰余金の出資配当金、共同購入利用割戻金及び共済利用割戻金が決まりました。お支払い方法は、出資金への振替を下記の要領で行ないます。

計算基準は

〈出資配当金〉年率0.4%の金額です。
2008年4月～2009年3月の各月の20日現在の出資金が基準です。（毎月20日の出資金口数残高の合計÷12×0.4%）
※お支払いは源泉税20%が控除された金額となります。　1口＝1000円です。

〈共同購入利用割戻金〉共同購入の年間利用高の0.3%です。
対象期間は2008年3月21日～2009年3月20日となります。
（但し、ギフト、ムトウ、カタログ、まいらいふ、快適宅配企画は除きます。）
※出資配当金および利用割戻金の計算で出た10円未満の端数は切り捨てさせていただきます。

〈共済利用割戻金〉共済掛金の19%です。
2009年3月31日において有効な契約で2008年3月～2009年2月の間に受け入れた共済掛金が基準です。
なお、個人賠償責任保険の保険料は割戻の対象となりません。
※共済割戻金はパルコープ分と日生協分の合計金額を表示しています。なお各団体の定款の定めによりパルコープ分は10円未満は切り捨て、日生協分は1円未満は四捨五入の端数処理をしています。

該当組合員は

本事業年度末（2009年3月20日）に在籍する組合員でかつ総代会当日（2009年6月5日）の在籍組合員です。

支払方法は

出資配当金、共同購入利用割戻金、共済利用割戻金は、全額7月20日に出資金に振り替えさせていただきます。
共済利用割戻金はパルコープ引受分と日本生協連引受分の合計金額を出資金に振り替えさせていただきます。
出資金に振り替えさせていただいた出資配当金、共同購入利用割戻金、共済利用割戻金はそのまま積立てていただきますようご協力願います。
尚、返金を希望される場合は、配送担当者または、店舗サービスカウンターにお申し出ください。

以上

2009年6月29日　　生活協同組合おおさかパルコープ

生活協同組合おおさかパルコープ
2010年通常総代会

総代選挙公示

定款第45条（総代の選挙）および総代選挙規約第4条（総代の選挙区及び総代定数）にもとづき、生活協同組合おおさかパルコープ2010年総代選挙を以下のとおり行ないます。

【記】

⑴総代定数および選挙区について
①総代定数は500名とします。
②選挙区は、以下の7選挙区とします。

選挙区	定数	選挙区	定数
枚方市	96	大阪A	61
寝屋川市・守口市・門真市	82	大阪B	88
大東市・四條畷市・交野市	53	大阪C	60
		大阪D	60

⑵総代届けの期間は、本公示日より、7月31日（金）正午までとします。
⑶総代選挙規約第2条（総代選挙管理委員）にもとづき、下記の5名を2010年総代選挙管理委員に任命します。
舩井加代子、福永 弘美、丹正 淳子、加集 俊子、佐藤 和子
⑷総代立候補届けは「所定の用紙」に必要事項を記入して、総代選挙管理委員会に提出してください。

2009年6月29日
生活協同組合おおさかパルコープ
理事長　山本　邦雄

※オブザーバー登録を希望する組合員は、「所定の用紙」にご記入の上、7月31日（金）正午までに下記（理事会室）へご連絡ください。
※この件に関するお問い合わせは理事会室までご連絡ください。
☎06－6242－0904　FAX06－6242－0926